

第2章

原子力災害に係る施策の取組状況

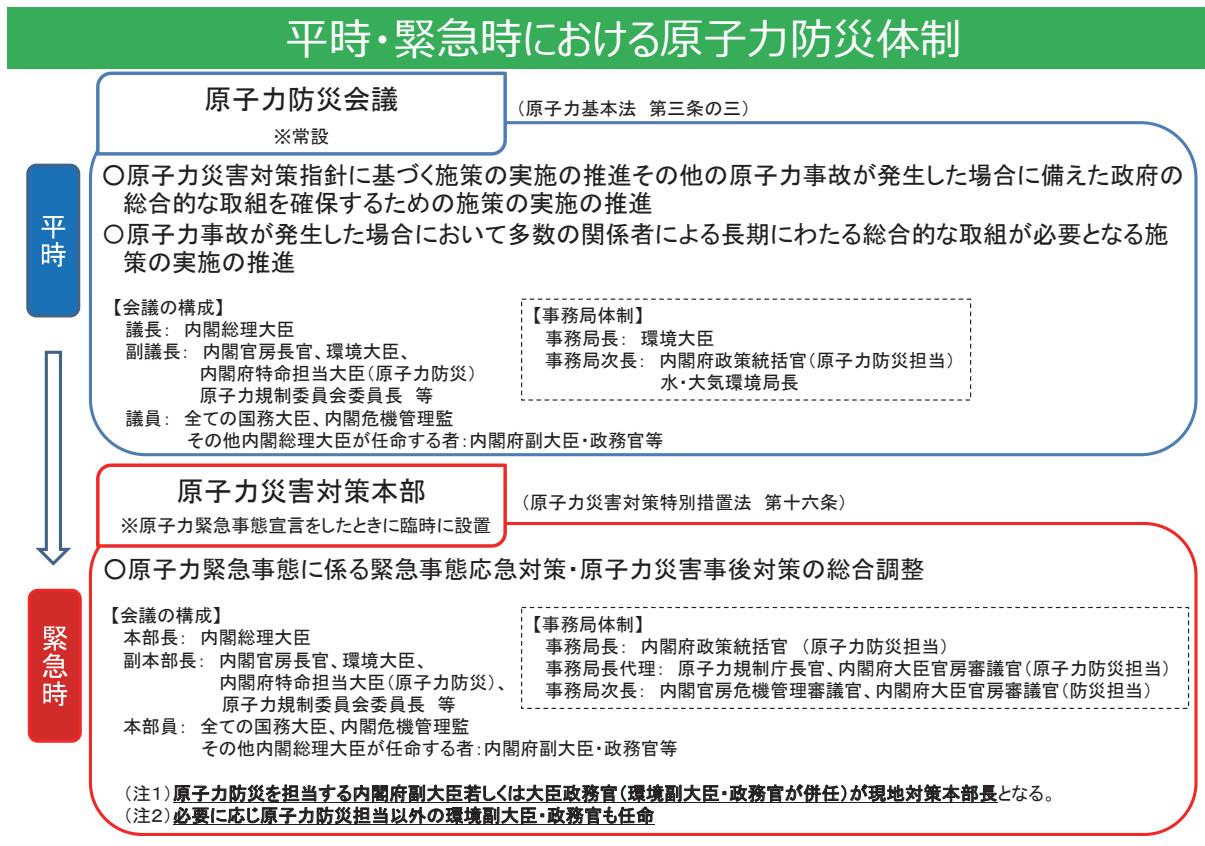
第1節

原子力防災体制について

1-1 平時の原子力防災体制

原子力災害は、万が一の被害が甚大かつ広範囲にわたるため、その対策に係る施策は、政府全体が一体的に取り組み、これを推進することが必要である。このため、平時から政府全体の原子力防災対策を推進するための機関として、内閣に「原子力防災会議」が設置されている。同会議の主な役割は、内閣府を始めとする関係省庁及び関係地方公共団体等が参加する各地域の「地域原子力防災協議会」（以下本章において「協議会」という。）において、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認した地域の「緊急時対応」について、了承することである。この原子力防災会議の議長には内閣総理大臣、副議長には内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長等を、議員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監等を充てている（図表 1-1-1）。

図表 1-1-1 平時・緊急時における原子力防災体制



出典：内閣府資料

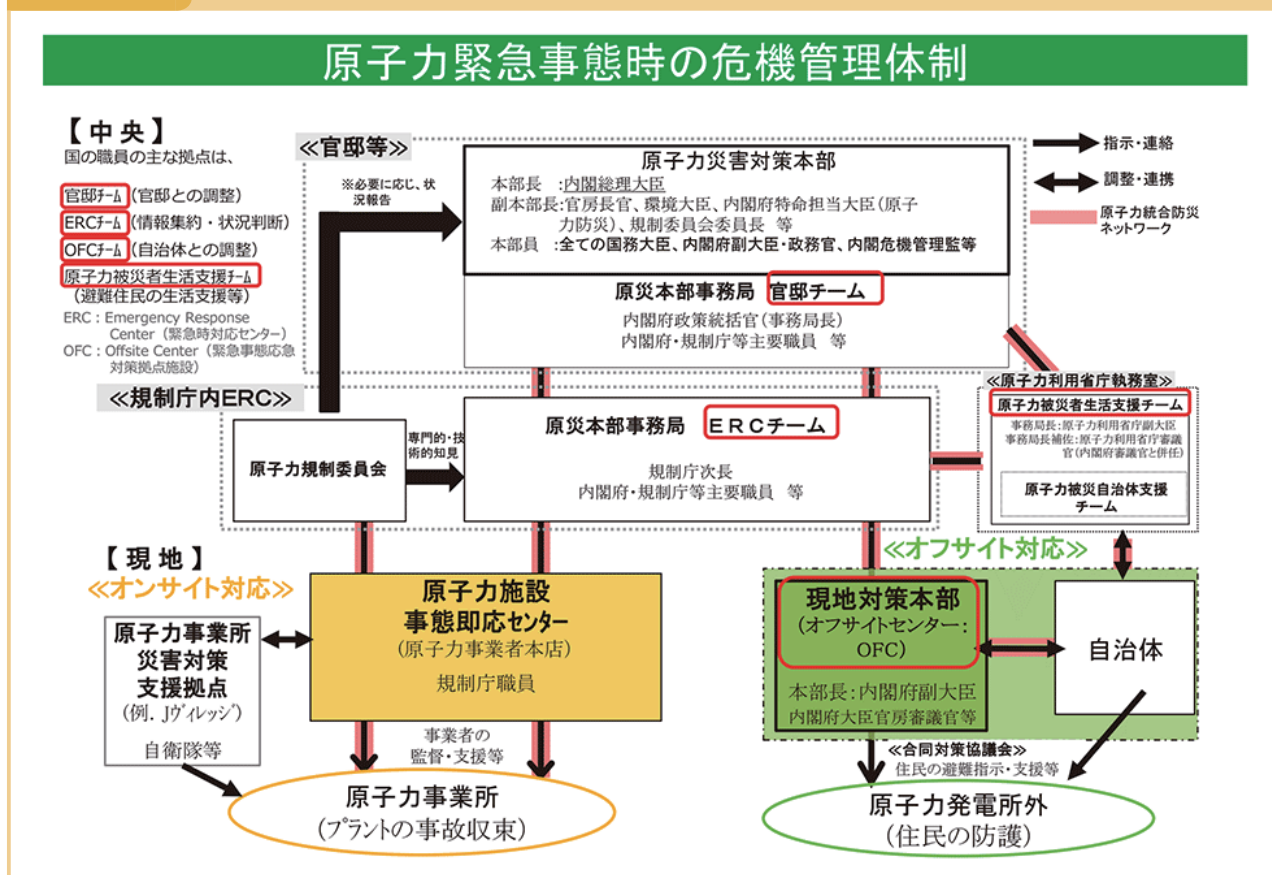
1-2 緊急時の原子力防災体制

万が一大量の放射性物質等の放出等により原子力緊急事態が発生した場合は、「原子力災害対策本部」が設置される。同本部の主な役割は、実際の現場や被害の状況を把握し、その状況に即した緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため、国の関係機関や地方公共団体等との総合調整等を行うことである。また、同本部の本部長には内閣総理大臣、副本部長には内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、原子力規制委員会委員長等を、本部員には全ての国務大臣、内閣危機管理監等を充てている（図表 1-1-1）。

同本部における役割分担については、技術的・専門的事項の判断は原子力規制委員会が一義的に担い、原子力施設への対応に必要な機材調達や施設外（オフサイト）対応全般は本部長（内閣総理大臣）指示に基づき、関係省庁が対応することとなっている。同本部の事務局は、平成26年10月14日に発足した内閣府政策統括官（原子力防災担当）が担うこととなる。

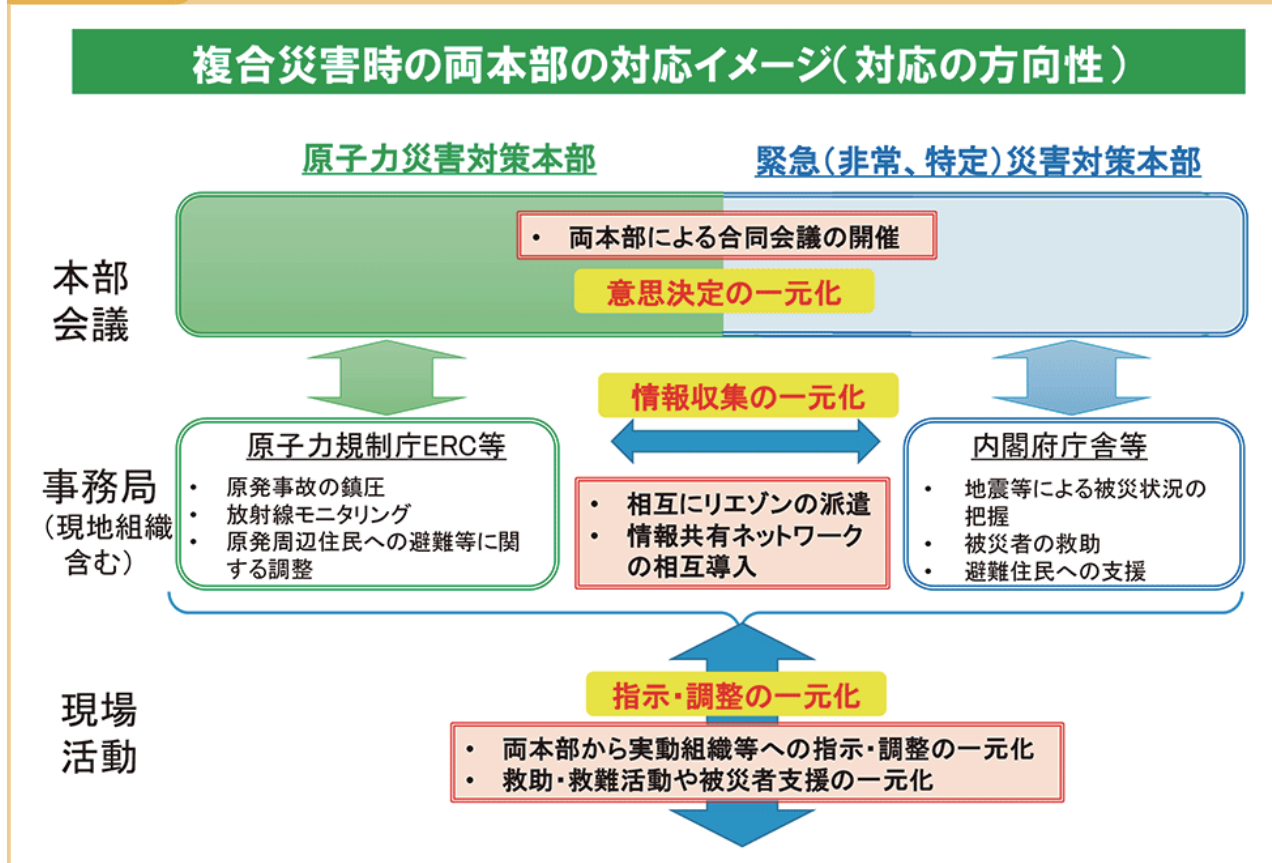
また、複合災害時に関しては、平成27年7月に防災基本計画を修正し、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」又は「非常災害対策本部」（令和3年5月の「災害対策基本法」改正以降は「特定災害対策本部」を含む。）及び原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定及び指示・調整を行うことができる連携体制を整えることとし、複合災害発生時の体制を強化している（図表 1-2-1 及び図表 1-2-2）。

図表 1-2-1 原子力緊急事態時の危機管理体制



出典：内閣府資料

図表 1-2-2 複合災害時の両本部の対応イメージ（対応の方向性）



出典：内閣府資料

第2節 原子力規制委員会における原子力災害対策

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組を継続的に行っていくことが極めて重要である。原子力規制委員会は、原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、「独立した意思決定」、「実効ある行動」、「透明で開かれた組織」、「向上心と責任感」及び「緊急時即応」を組織理念として、様々な政策課題に取り組んでいる。

2-1 原子力災害対策に係る取組

原子力規制委員会では、最新の国際的知見を積極的に取り入れるなど、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう原子力災害対策指針の充実を図っている。

原子力災害時に、万が一原子力発電所から放射性物質の放出があった場合に、住民の被ばく線量の低減を図るために講ずる防護措置である屋内退避について、検討チームを設置し、具体的な運用方法についての議論を行った。屋内退避中の一時外出、継続期間の目安、解除や避難への切替えの判断に当たって考慮する事項等の具体的な屋内退避の運用方法について、令和7年3月に報告書をまとめた。令和7年10月には原子力災害対策指針の改正を行い、その内容の反映を行った。

2-2 緊急時対応への取組

原子力規制委員会では、原子力災害等が発生した場合に備えた各種訓練の実施や参加を通して防災業務に携わる職員の能力向上や防災体制等の課題の抽出・改善等を継続的に行っている。

令和7年度は緊急時対応能力向上のため、原子力規制委員会委員長、委員及び原子力規制庁幹部といった緊急時に意思決定を担う者を中心に緊急時対応の机上訓練（2回）等を実施するとともに、「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号）に基づき原子力事業者が実施する原子力事業者防災訓練の一部には、原子力規制委員会委員等が参加した。

また、原子力事業者防災訓練では、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）チームプラント班と原子力事業者の原子力施設事態即応センター間のより円滑な情報共有の在り方を追求し、さらにERCチームの他の機能班も参加した訓練では、事業者防災訓練のシナリオや当日の流れを踏まえてオフサイト側の対応手順の確認を実施した。

くわえて、原子力規制委員会は、原子力事業者防災訓練について、平成25年度から原子力事業者防災訓練報告会を開催し、訓練の評価を行っている。

令和7年7月17日に開催した報告会では、令和6年度の原子力事業者防災訓練に対する評価結果を報告した。実用発電用原子炉施設については、令和3年度から原子力規制庁と原子力事業者の間で、緊急時対応能力の向上のための訓練の在り方や規制の関与について意見交換を進めてきており、より柔軟で自主的な訓練を促進し、訓練の実効性を向上させる方策を令和7年度の訓練実施方針に反映することとし、この方針に基づき令和7年度の訓練が実施された。

また、核燃料施設等について、原子力災害対応の高度化に係る情報共有や協議を行う場として、意見交換会を令和7年度から設置した。

大規模自然災害が発生した場合は、複数事業所が設置されている地域では同一地域複数事業所同時発災が想定されるため、令和6年度に引き続き令和7年度の原子力事業者防災訓練においても、大規模自然災害による同一地域複数事業所同時発災を模擬した訓練が実施された。

今後、令和7年度の訓練結果から課題の抽出・改善等を行う予定である。

2-3 緊急時モニタリングに係る取組

原子力規制委員会は、原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うため、「緊急時モニタリングセンター」を全ての原子力施設立地地域として整備している。

また、必要な資機材等の維持管理や原子力規制事務所への放射線モニタリング担当職員の配置等により、緊急時モニタリング体制の充実・強化を図っている。さらに、より強靱で機動的な放射線モニタリングシステムを構築するべく、迅速かつきめ細かい原子力災害対応を実現するための機動的なモニタリングや、複合災害時に機能維持するための強靱で多様な手段を備えたモニタリング、モニタリングの省人化・コスト削減・DX化の実現に資する、最新の技術・知見を取り入れた取組を推進している。

具体的には、モニタリングポストで行われている通信回線の多重化の選択肢として、低消費電力で広域のネットワークを構築できる通信回線であるLPWA（Low Power Wide Area）の実証試験の実施や、LPWAと組み合わせて使用する小型モニタリング機器の開発、無人航空機等を用いた航空機モニタリングの運用、ドローン型モニタリングポストの開発等を進めた。

原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした「放射線モニタリング情報共有・公表システム」については、緊急時における国民への情報伝達の円滑化に資するため、平常時からモニタリング情報の公表を行っている。

2-4 事故・故障等

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）では原子力事業者等に対し、「放射性同位元素等の規制に関する法律」（昭和32年法律第167号）では許可届出使用者等に対して、発生した事故・故障等を原子力規制委員会に報告することを義務付けており、令和7年度に受けた報告は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく原子力事業者等から2件、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づく許可届出使用者等から1件となっている。

第3節 地域の原子力防災体制の充実・強化

3-1 地域防災計画・避難計画の策定と支援

地方公共団体のうち、関係道府県及び市町村においては、「災害対策基本法」に基づき地域防災計画（原子力災害対策編）（以下本章において「地域防災計画」という。）を作成し、原子力災害対応においてとるべき基本的な対応を定めることとなっている。

現在、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、原子力発電所からおおむね30km圏内の関係地方公共団体において地域防災計画が策定されている（図表3-1-1）。地域防災計画は、内容の具体化や充実化が重要であり、避難計画や要配慮者対策の具体化等を進めるに当たって、地方公共団体のみでは解決が困難な対策について国が積極的に支援することとしている。

図表3-1-1 地域防災計画・避難計画の策定状況

地域防災計画、避難計画の策定状況

令和8年3月末時点

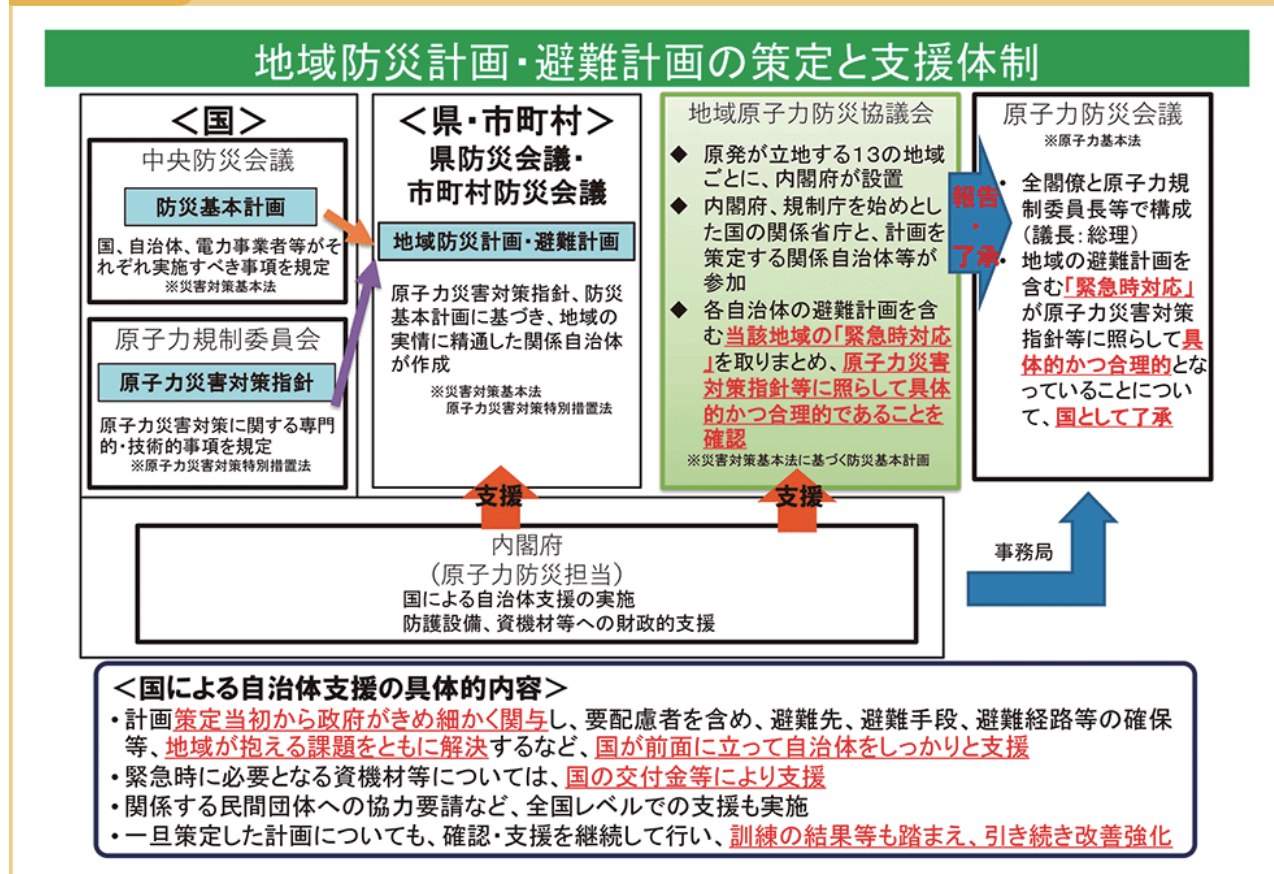
	対象市町村	地域防災計画 策定数	避難計画 策定数
泊地域	13	13	13
東通地域	5	5	5
女川地域	7	7	7
福島地域	13	13	13
柏崎刈羽地域	9	9	9
東海第二地域	14	14	9
浜岡地域	11	11	11
志賀地域	9	9	9
福井エリア	23	23	23
島根地域	6	6	6
伊方地域	8	8	8
玄海地域	8	8	8
川内地域	9	9	9
13地域計	135	135	130

出典：内閣府資料

原子力防災体制の構築・充実については、道路整備等による避難経路の確保等を含め、政府全体が一体的に取り組み、これを推進することとしている。

内閣府は、「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」（平成25年9月原子力防災会議決定）に基づき、道府県や市町村が作成する地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月に原子力発電所の所在する地域ごとに課題を解決するためのワーキングチームとして協議会を設置し、その下に作業部会を置いた。各地域の作業部会では、避難計画の策定支援や広域調整、国の実動組織の支援等について検討し、国と関係地方公共団体が一体となって地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化に取り組んでいる（図表3-1-2）。

図表3-1-2 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制

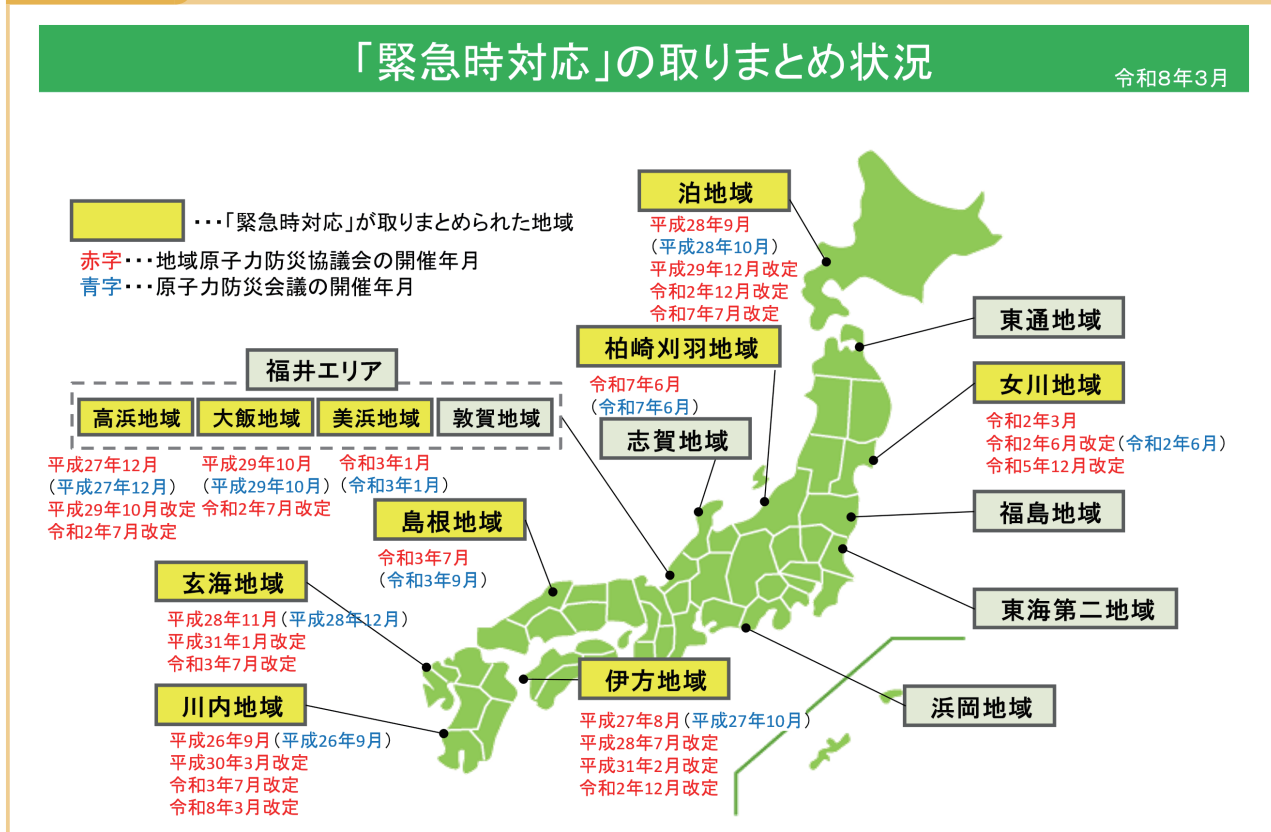


出典：内閣府資料

原子力防災体制の具体化・充実化については、地域ごとに内閣府が設置する協議会において、関係地方公共団体の地域防災計画及び避難計画を含む地域ごとの「緊急時対応」を取りまとめ、それが原子力災害対策指針等に照らして、具体的かつ合理的なものであることを、協議会に参加している関係省庁、関係地方公共団体及び関係機関の各主体が確認している。また、協議会において確認された「緊急時対応」については、内閣総理大臣を議長とし、全閣僚、原子力規制委員長等から構成される原子力防災会議に報告され、了承を得ている。「緊急時対応」の確認及びこれら計画等に基づく各地域の原子力防災体制の具体化・充実化の支援（Plan）に加え、これら計画に基づく原子力防災訓練の実施（Do）、原子力防災訓練結果からの反省点の抽出（Check）、これら反省点を踏まえた地域ごとの計画等の改善（Action）を図るというPDCAサイクルを導入し、内閣府及び関係地方公共団体等は、継続的に地域の原子力防災体制の充実・強化及び実効性の向上に努めている。

各地域の「緊急時対応」について、令和7年度末時点では、対象となる全16地域のうち、10の地域において取りまとめられ、その内容が確認されている（図表3-1-3）。

図表3-1-3 「緊急時対応」の取りまとめ状況（令和8年3月）



出典：内閣府資料

なお、福井エリアについては、敦賀、美浜、大飯、高浜の各地域に分科会を設置し、各地域に特化して具体的に解決すべき課題について検討することとしている。

(1) 柏崎刈羽地域

柏崎刈羽地域については、柏崎刈羽地域原子力防災協議会の下に設置された柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会を平成27年6月から令和7年5月までの間に20回開催し、原子力災害が発生した際の緊急時における対応について検討を行った。その後、令和7年6月11日に開催された柏崎刈羽地域原子力防災協議会（第1回）において「柏崎刈羽地域の緊急時対応」を取りまとめた。

(参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_kashiwazaki.html)



「柏崎刈羽地域の緊急時対応」のポイントとしては、以下の4点が挙げられる。

- ① P A Z（発電所からおおむね5 km 圏内18,345名、7,646世帯）は、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態で避難等を実施。30km 圏外に避難先を確保
- ② U P Z（発電所からおおむね5～30km 圏内、約40万名、約17万世帯）は、全面緊急事態で屋内退避を実施。緊急時モニタリングの結果、一定の放射線量以上の区域は一時移転等を実施。U P Z内の約40万名に対応できる避難先を確保
- ③ 能登半島地震の経験・豪雪等地域特性を踏まえた複合災害対応
- ④ 屋内退避の運用に関する最新の議論の結果の取り込み

柏崎刈羽地域原子力防災協議会（第1回）では、豪雪と原子力災害の複合災害を想定した防災訓練の実施について確認するとともに、実動組織として、警察庁、消防庁、海上保安庁及び防衛省に対して、不測の事態には、関係自治体からの要請により必要な支援を行うことなどを確認した。また、東

京電力ホールディングス株式会社は、福祉車両等の確保、避難退域時検査等に必要な要員の確保、物資支援などの事業者に求められる対応について関係自治体と相談しながら準備していくこと及び福島第一原子力発電所事故の大きな反省や教訓等を踏まえて、万が一に対応が必要になった場合に備え、訓練を積み重ね、対応力の向上に努める旨を表明した。以上により、新潟県の関係自治体、関係府省庁等の対応が具体的であるとともに、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認した。

また、令和7年6月27日に開催された原子力防災会議（第13回）において、柏崎刈羽地域原子力防災協議会（第1回）における確認結果の報告及び了承がなされた。

（2）泊地域

泊地域については、平成28年9月に泊地域原子力防災協議会（第1回）において「泊地域の緊急時対応」を確認した。同年10月に原子力防災会議において報告及び了承がなされた。この「緊急時対応」の実効性の検証を目的として、同年11月に国の原子力総合防災訓練を実施し、得られた教訓等を踏まえ、平成29年12月に、「泊地域の緊急時対応」の改定を行い、さらに令和2年12月に感染症流行下における対応を盛り込んだ改定を行っている。その後、原子力防災に関係するインフラの充実化が図られたことや北海道や関係町村の地域防災計画の改定がなされる等、原子力防災体制の充実化が図られたことから、「緊急時対応」のより一層の具体化・充実化を図るため、令和7年7月14日の泊地域原子力防災協議会（第4回）において「泊地域の緊急時対応」の改定が行われた。

（参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_tomari.html）



「泊地域の緊急時対応」の主な改定のポイントとしては、以下の2点が挙げられる。

- ① インフラの充実化に伴う原子力防災体制の強化
- ② 能登半島地震などを踏まえた北海道地域防災計画の修正等を反映し、記載の充実化

そのほか、最新の住民の状況等の反映、最新の議論の結果の取り込みなどを踏まえ改定した。

泊地域原子力防災協議会（第4回）では、北海道は、新しい道路の開通によって避難時間の短縮や複線化が図られ地域住民の負担が軽減されたと考えていること、令和7年度の北海道原子力防災訓練も含め実践的な訓練を積み重ねることに計画を見直すなどより実効性のある原子力防災対策の充実・強化に取り組んでいく旨、表明した。国は、民間事業者等による除雪等の対応が困難となった場合は、実動組織による人命救助のための除雪作業、避難に係る支援について、要請に応じ対応すること、原子力災害時における民間事業者の理解や協力が促進されるよう関係省庁と連携して必要な取組を行うこと、放射線防護対策施設の整備は、原子力発電所から30km圏内の、住民が孤立するおそれのある地域の屋内退避施設を対象としており、引き続き取り組んでいく旨を回答した。以上により、今回の改定は、令和2年改定以降の泊地域における原子力防災体制の強化や、北海道地域防災計画の修正等を踏まえ、「緊急時対応」のより一層の具体化・充実化を図ったものであるとともに、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的な内容であることを確認した。

（3）川内地域

川内地域については、平成26年9月に川内地域ワーキングチーム（現在の川内地域原子力防災協議会）において「川内地域の緊急時対応」を確認し、同月に原子力防災会議においてその確認結果の報告及び了承がなされた。その後、鹿児島県がこれまでに実施した原子力防災訓練の教訓等を踏まえ、「緊急時対応」の具体化・充実化を図るため、平成30年3月の川内地域原子力防災協議会（第1回）において「川内地域の緊急時対応」の改定を行い、さらに、令和3年7月には感染症流行下における対応を盛り込んだ改定を行っている。今般、令和6年能登半島地震等を踏まえた複合災害への対応の明確化や、令和7年2月に実施した国の原子力総合防災訓練等から得られた教訓等を踏まえ、「緊急時対応」のより一層の具体化・充実化を図るため、令和8年3月の川内地域原子力防災協議会

(第3回)において「川内地域の緊急時対応」の改定が行われた。

(参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_sendai.html)



「川内地域の緊急時対応」の主な改定ポイントとしては、以下の5点が挙げられる。これらのほか、最新の避難経路や住民状況、原子力災害対策指針の改正内容等を踏まえ改定した。

- ① 能登半島地震等を踏まえた複合災害への対応の明確化
- ② 鹿児島県原子力災害時住民避難支援・円滑化システム開発・導入による原子力災害対応の円滑化
- ③ 避難退域時検査に係る実施の円滑化
- ④ 鹿児島県原子力防災センターの拠点機能の強化
- ⑤ 広報活動の強化

川内地域原子力防災協議会（第3回）では、能登半島地震を踏まえた訓練の実施状況に関し、鹿児島県から、令和6年度原子力総合防災訓練では、船舶によるPAZ内住民避難訓練のほか、移動基地局車の設置訓練、無人航空機による放射線モニタリング、代替避難先への避難訓練等を実施したこと、さらに令和7年度鹿児島県原子力防災訓練では、新規に可搬型衛星通信設備の設置訓練、キッチンカーの派遣等による炊き出し訓練、水循環型シャワー等の設置等を実施した旨、説明があった。また、原子力災害時住民避難・円滑化システムの活用状況に関し、鹿児島県からは、被災状況及び避難状況の把握、県や関係市町等との連携による避難先等の調整、システムの一部である「原子力防災アプリ」による住民への情報伝達や避難住民受付等を実施している旨、説明があった。国は、避難計画の更なる実効性の向上に向けて、引き続き必要な支援を行っていく旨を表明した。以上により、今回の改定は、令和3年の改定以降の川内地域における原子力防災体制の強化や、鹿児島県地域防災計画の修正等を踏まえ、「緊急時対応」のより一層の具体化・充実化を図ったものであるとともに、原子力災害対策指針等に照らし具体的かつ合理的な内容であることを確認した。

3-2 その他の関係道府県への支援・取組

(1) 安定ヨウ素剤の配布・備蓄

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をするために服用する安定ヨウ素剤は、PAZ（Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域）・UPZ（Urgent Protective Action Planning Zone：緊急防護措置を準備する区域）内において、国の財政支援の下、地方公共団体が備蓄し、事前配布や緊急配布を行うこととしている。また、UPZ内において安定ヨウ素剤が不足した場合、及びUPZ外において安定ヨウ素剤を必要とする場合に備え、内閣府が備蓄を行っている。

緊急配布による安定ヨウ素剤の受取の負担を考慮し、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定されるUPZ内住民に対しては、適切に事前配布の運用が図られるよう地方公共団体を支援している。また、事前配布については、住民への説明会に加えて、薬局での配布や説明会の遠隔開催によることができることを地方公共団体に周知する等、事前配布率の向上を図っている。

(2) オフサイトセンターの指定

「原子力災害対策特別措置法」第12条第1項に基づき、内閣総理大臣は、原子力事業所ごとに緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）を指定することとなっている。

オフサイトセンターの満たすべき要件は、「原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令」（平成24年文部科学省・経済産業省令第3号）で定められているが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、平成24年9月、実用発電用原子炉に係るオフサイトセンターは、その立地場所について、基本的に5～30km圏内（UPZ内）と

する等の改正を行っている。その後、平成29年3月に原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正し、核燃料施設等に係る原子力災害対策重点区域の範囲等について設定を行ったことを踏まえ、令和元年8月に核燃料施設等に係るオフサイトセンターが満たすべき要件について実用発電用原子炉に係るオフサイトセンターと基本的に同等の要件に改正した。現在、全国で23施設のオフサイトセンターが設置されている（図表3-2-1）。

図表3-2-1 全国のオフサイトセンター



出典：内閣府資料

（3）避難の円滑化に向けた支援

道路整備等による避難経路の確保など、原子力災害時における避難の円滑化は、地域住民の安全・安心の観点から重要であり、関係省庁が連携し政府全体が一体的に取り組むこととしている。

内閣府においては、避難経路における様々な阻害要因に関して、効果的・効率的な避難方法の改善についてモデルとなる経路を選定し、道府県の避難円滑化計画の作成、改善モデルの実証及びその成果の普及について支援を行ってきた。令和3年度からは、このモデル実証の結果を踏まえ、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金に新たに緊急時避難円滑化事業を創設し、住民の円滑な避難又は一時移転を確保するための交通誘導対策等及び地域防災計画に位置付けられた避難経路の改善について支援を行っている。

3-3 地域の原子力防災体制に係る訓練や研修

（1）地方公共団体における原子力防災訓練への支援

地方公共団体は、「災害対策基本法」等に基づき定期的に原子力防災訓練を実施することとなっている。道府県が主催する原子力防災訓練では、例年、道府県知事を始めとする地方公共団体及び内閣府並びに警察、消防、海上保安庁及び自衛隊といった実動組織が参加し、住民避難や避難退却時検査

については、一部実動訓練を取り入れた形で訓練が実施されている（図表 3-3-1）。

各協議会においては、地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化が図られた地域について、地域防災計画及び避難計画の具体性や実効性の検証を目的として、原子力防災訓練の企画・実施や評価方法の普及、原子力防災訓練を通じたPDCAサイクルの実践等、必要な支援を行っている。

また、内閣府は令和2年3月、道府県が主体となる訓練の企画、実施、評価及び改善までの訓練全

図表 3-3-1 令和7年度における各地域での地方公共団体による原子力防災訓練の実施状況

地域	訓練名	日時
泊	北海道原子力防災訓練	令和7年10月29日
東通	青森県原子力防災訓練	令和7年9月12日、11月13日
女川	宮城県原子力防災訓練	令和7年11月11日、11月15日、令和8年1月24日
福島	福島県原子力防災訓練	令和7年11月1日、令和8年1月26日
東海第二	茨城県原子力防災訓練	令和8年2月5日
柏崎刈羽	新潟県原子力防災訓練	令和7年10月23日、11月9日
志賀	石川県原子力防災訓練	令和7年11月24日
	富山県原子力防災訓練	令和7年11月24日
福井	福井県原子力総合防災訓練	令和7年10月24日、10月25日
	滋賀県原子力防災訓練	令和7年11月13日、11月15日
	岐阜県原子力防災訓練	令和7年11月17日、11月22日
	京都府原子力総合防災訓練	令和7年11月30日、令和8年3月13日
浜岡	静岡県原子力防災訓練	令和8年1月28日、1月31日
島根	島根県原子力防災訓練	令和7年11月9日、11月29日、12月24日
	鳥取県原子力防災訓練	令和7年11月6日、11月7日、11月8日、11月9日、12月24日
伊方	愛媛県原子力防災訓練	令和7年11月28日、11月29日、11月30日（※国等による令和7年度原子力総合防災訓練と連携）
	山口県原子力防災訓練	令和7年11月28日、11月29日、12月17日（※国等による令和7年度原子力総合防災訓練と連携）
玄海	佐賀県原子力防災訓練	令和7年10月5日、令和8年1月30日
	長崎県原子力防災訓練	令和7年10月5日
	福岡県原子力防災訓練	令和7年10月5日
川内	鹿児島県原子力防災訓練	令和8年2月7日

出典：内閣府資料

般における基本的な指針となる「原子力防災訓練ガイダンス 訓練の企画、実施、評価及び改善のあり方」を策定している。さらに、同ガイダンスに沿って担当者が具体的に行うべき事項を記載した「原子力防災担当者のための訓練実務マニュアル」と併せて同ガイダンスを関係道府県に配布し、これらの普及を図っている。

(参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kunren/kunren.html)



(2) 国や地方公共団体、実動組織等の職員への研修の実施

(国による研修事業)

内閣府では、国や地方公共団体等の防災業務関係者に対し、原子力災害対策指針の防護措置の考え方について理解し、原子力災害時の対応力を向上させることを目的として、原子力災害対策要員研修及び原子力災害現地対策本部図上演習を実施している。

また、防災業務関係者の中から中心的な役割を担う者等に対し、原子力災害時の事態進展に応じた国の本部運営等の理解を促すことを目的とした中核人材育成研修を実施するとともに、地方公共団体の防災業務関係者を対象に、原子力災害時に必要な防護措置に関わる対応等の能力向上を目的とした実務人材研修を実施している。

さらに、国の防災業務関係者に対し、放射線防護のために必要な基礎知識を習得することを目的として、原子力防災基礎研修を実施している。

① 原子力災害対策要員研修

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者を対象とし、原子力防災に関する法令、原子力災害対策指針及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から得られた教訓を踏まえた原子力防災に関する基礎知識を習得することを目的として、原子力災害対策要員研修を実施している。令和7年度においては、40回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・原子力防災関連法令の概要（座学）
- ・原子力災害対策指針に基づいた放射線防護の基本的な考え方（座学）
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓（座学）等

② オフサイトセンター図上演習

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者を対象とし、緊急時の災害対応業務に関する能力を習得するとともに、緊急時対応や地方公共団体が策定する地域防災計画（避難計画等）の確認を目的として、オフサイトセンター図上演習を実施している。令和7年度においては13回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・緊急事態応急対策拠点施設における活動（座学）
- ・機能班別課題演習
- ・シナリオに基づいた図上演習 等

③ 国要員向けの人材育成研修

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者の中から、原子力災害時に中心的役割を担う人材を育成するため、必要な知識の習得及び能力の向上を目的とする中核人材育成研修を実施している。令和7年度においては、国の要員に対して6回、道府県及び市町村の要員に対して2回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・発電用原子炉における緊急事態（座学）
- ・原子力緊急事態と健康影響（座学）
- ・原子力緊急事態における防護措置（座学）
- ・課題演習 等

④ 地方公共団体向けの人材育成研修

a. 避難退域時検査等

原子力災害時において、放射性物質放出後に一時移転等を行うこととなった場合に実施する避難退域時検査及び簡易除染の実務担当者等に対し、理解しておくべき手順や事前に準備しておく事項についての確認を目的とする研修を実施している。令和7年度においては5回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・避難退域時検査の基本的考え方等（座学）
- ・検査場所の展開と運用
- ・避難退域時検査の計画策定 等

b. 防護措置の情報共有

地方公共団体の現地本部等の意思決定者をサポートする実務担当者等に対し、原子力災害時における緊急時対応等に基づき、地理的条件などの特性を踏まえた防護戦略をより実効的なものとするを目的とする研修を実施している。令和7年度においては4回実施した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・「防護措置の状況の共有等」に必要な情報の取りまとめ・共有等の運用について（座学）
- ・各事態において確認すべき事項の整理、確認方法等に係る検討

c. 甲状腺被ばく線量モニタリング

原子力災害において放射性物質放出後に一時移転等を行うこととなった場合に実施する甲状腺被ばく線量モニタリングについて、実務担当者等に対し、理解しておくべき対応の手順や計画として事前に準備しておくべき事項について理解することを目的とする研修を実施している。令和7年度においては2回実施した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・甲状腺被ばく線量モニタリング簡易測定運用の手引きの概要
- ・会場の設営及び運営に関する基礎知識
- ・小規模会場の設営演習

(地方公共団体による研修事業)

防災業務関係者研修及び原子力防災基礎研修は、各道府県が主体的に企画・実施し、必要に応じて内閣府が支援している。

① 防災業務関係者研修

原子力災害時に防護措置に関わる民間事業者等に対し、放射線防護のために必要な基礎知識、防護措置の基本的考え方等を習得することを目的とする研修を実施している。

② 原子力防災基礎研修

原子力災害に対応する地方公共団体等の防災業務関係者に対し、放射線防護のために必要な基礎知識を習得することを目的とする研修を実施している。



講義の様子（原子力災害対策要員研修）



図上演習の様子（オフサイトセンター図上演習）



課題演習の様子（国要員向け人材育成研修）



検査場所の運営の様子（避難退域時検査等の研修）

3-4 国際的な連携強化

オフサイトの原子力防災に関しては、国際原子力機関（IAEA）等の国際機関や諸外国においても様々な取組が行われており、我が国の原子力防災の水準の向上のためにも、その先進的な知見を取り入れて行くことが必要である。

このため、各国の原子力防災を担当する部局と連携体制を強化して定期的な意見交換を行うとともに、原子力防災訓練に相互招待する等により、原子力防災に関する国際的な知見・経験の共有等を推進することや、オフサイトの原子力防災に関するIAEAの基準等や主要な原子力発電利用国の制度・運用の調査等を行った。

（1）原子力防災体制に係る二国間協力

① アメリカ合衆国（米国）との協力

平成24年に設置された「民生用原子力協力に関する日米二国間委員会」の下に設置された、「緊急事態管理ワーキンググループ（EMWG：Emergency Management Working Group）」の枠組みに基づき、米国エネルギー省（DOE：Department of Energy）や米国連邦緊急事態管理庁（FEMA：Federal Emergency Management Agency）、米国原子力規制委員会（NRC：Nuclear Regulatory Commission）等の米国の関係機関との定期的な意見交換や原子力防災訓練の相互招待を通じて原子力防災体制に係る連携を深めている。令和7年度は、原子力防災訓練や研修について、オンラインによる技術意見交換会を1回開催した。

② フランス共和国（仏国）との協力

平成27年に、内閣府大臣政務官と仏国内務省国民安全・危機管理総局長との間で締結した「原子力事故に係る緊急事態管理分野での協力に関する覚書」に基づき、原子力防災訓練の相互招待や、令和元年に開始された「原子力事故発生時の緊急事態・管理分野における協力委員会」の定期的な開催を通じ、原子力防災体制の連携を深めている。

③ 原子力総合防災訓練視察の受入れ

原子力総合防災訓練においては、前述の米国・仏国を始め、諸外国や国際機関を対象として訓練の視察を受け入れている。令和7年11月28日から30日に実施した、四国電力株式会社伊方発電所を対象とした原子力総合防災訓練では、国際機関及び在京大使館等の機関から3名の視察者を受け入れた。訓練内容及び日本の原子力防災体制について意見交換を行った。

(2) 国際機関との連携、海外の動向調査

国際原子力機関（IAEA）や経済協力開発機構／原子力機関（OECD/NEA）との協力・情報交換も積極的に行っている。IAEAについては、オフサイトの原子力防災に関する基準作成への協力や情報収集のため、定例の「原子力防災に係る基準委員会（EPReSC：Emergency Preparedness and Response Standards Committee）」に出席するとともに、各種の情報交換や人材育成活動に協力している。OECD/NEAが開催する「原子力緊急事態作業部会（WPNEM：Working Party on Nuclear Emergency Matters）」等の原子力防災に関する会議においては、主要な原子力発電利用国の原子力防災に関する制度・運用等について情報交換している。

第4節 令和7年度原子力総合防災訓練

4-1 実施概要

(1) 位置付け及び目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証すること等を目的として、「原子力災害対策特別措置法」に基づき、原子力緊急事態を想定し、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練であり、令和7年度原子力総合防災訓練は以下を目的として実施した。

（参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kunren/kunren.html）

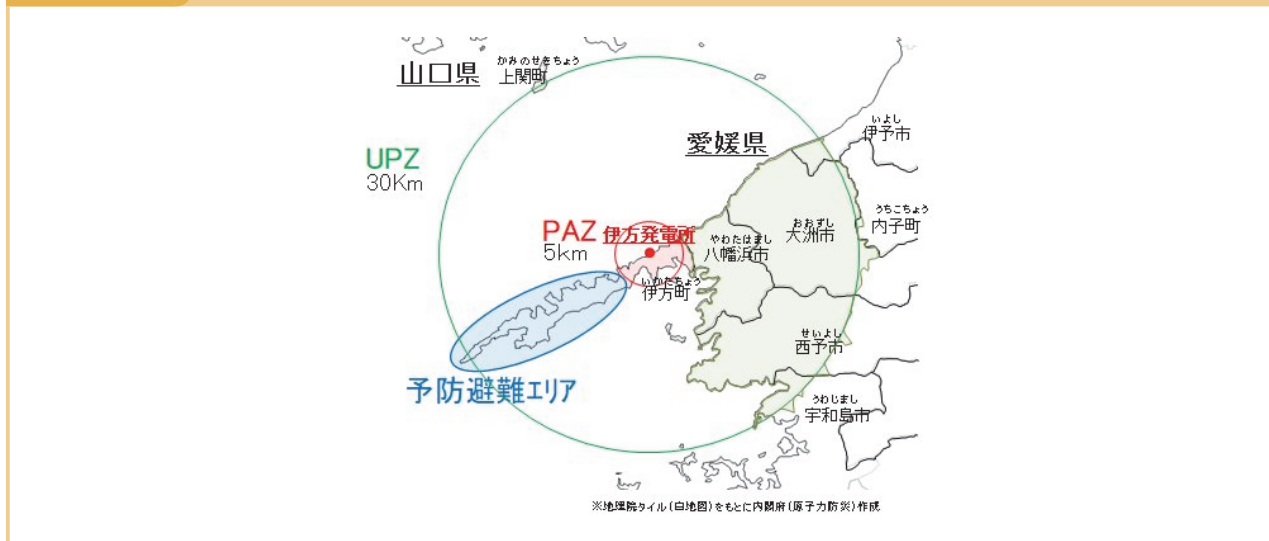


- ・国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- ・原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ・「伊方地域の緊急時対応」や地域防災計画等の検証
- ・訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出
- ・原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

(2) 実施時期及び対象となる発電所

四国電力株式会社伊方発電所を対象として、令和7年11月28日から30日に実施した（[図表4-1-1](#)）。

図表4-1-1 伊方地域の原子力災害対策重点地域



出典：国土地理院ホームページ「地理院地図（電子国土Web）」(<https://maps.gsi.go.jp>) を基に内閣府作成



(3) 参加機関等

- ・政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁
- ・地方公共団体：愛媛県、山口県、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、伊方町、内子町、上関町 等
- ・事業者：四国電力株式会社 等
- ・関係機関：国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

(4) 事故想定

愛媛県伊予灘沖を震源とした地震が発生する。これにより、定格熱出力一定運転中の伊方発電所3号機の原子炉が自動停止する。さらには、3号機において設備の故障が重なり、原子炉注水機能を喪失する事象が発生し、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至る。

(5) 訓練内容

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態を受けた実動訓練まで、次項に示す3項目を重点項目として実施した。

4-2 訓練実績の概要

(1) 迅速な初動体制の確立

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、テレビ会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図った。また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、内閣府副大臣、国の職員及び専門家を、緊急事態応急対策等拠点施設（愛媛県オフサイトセンター）、原子力施設事態即応センター（四国電力株式会社原子力本部等）等に派遣した。



内閣府本府庁舎での訓練



国要員派遣（松山空港）



現地参集要員による活動状況



(2) 中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定

総理大臣官邸、内閣府本府、原子力規制庁緊急時対応センター、愛媛県オフサイトセンター、原子力利用省庁執務室、愛媛県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立した。自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において原子力災害に係る本部会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定及び指示・調整を一元的に行った。あわせて、防護措置の実施等に関する意思決定を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施した。



高市内閣総理大臣と関係閣僚の参加による原子力災害対策本部会議（総理大臣官邸）での訓練

(3) 住民避難、屋内退避等

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、民間輸送機関等の支援を受けつつ、予防的防護措置を準備する区域内及び、佐田岬半島地域の予防避難エリアの住民の避難を行った。また、緊急防護措置を準備する区域内の住民について屋内退避を実施するとともに、屋内退避の意義等の理解促進を図った。

緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施した。また、無人航空機を活用した航空機モニタリングを実施した。

さらに、放射性物質の放出を想定し、運用上の介入レベル（OIL）に基づき、OIL 2の基準値を超過したUPZ内の一部地域の住民について、一時移転対象地域の検討、安定ヨウ素剤の緊急配布、県内避難所への一時移転、避難退域時検査等を実施した。

加えて、住民避難や屋内退避等の防護措置を円滑に行うため、実動組織や関係機関と連携し、複合災害時に必要となる災害対応を実施した。



住民避難訓練の様子



避難退域時検査の様子



無人ヘリ・ドローンによるモニタリング等の様子

4-3 訓練後の取組

今回の訓練で得られた教訓を踏まえ、今後実施する訓練内容の充実、「伊方地域の緊急時対応」や各種計画、マニュアル等の改善など、原子力防災体制等の継続的な改善に努めていく。